

有害図書等の指定について

熊本県少年保護育成条例第9条の規定に基づき、以下の図書を有害図書等として指定することについて同条例第20条第1項の規定により意見を求める。

【意見を求める図書】

- 1 電子工作傑作ガイド
(発行所：株式会社三オブックス)
- 2 裏マニアックス - 極太裏事典 - G I G A
(発行所：株式会社三オブックス)
- 3 実話ナックルズ2月号
(発行所：株式会社大洋図書)

【参考】

(熊本県少年保護育成条例(抜粋))

(有害図書等の販売等の禁止)

第9条 知事は、図書等の内容の全部又は一部が第6条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書等を少年に有害なものとして指定することができる。

(業者等の自主規制)

第6条第1項 省略

- (1) 著しく性的感情を刺激し、又は性的被害を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (2) 著しく粗暴性又は残虐性を助長し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの
- (3) 人の生命、身体若しくは財産に危害を及ぼし、又は少年の犯罪を誘発し、少年の健全な育成を阻害するおそれのあるもの

第20条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、熊本県青少年問題協議会（次項において「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。

- (1) 省略
- (2) 第7条第1項、第9条第1項、第10条第1項又は第11条第1項の規定による指定をしようとするとき。